

農業土木工事共通仕様書一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 ～ 1-1-12 [略]</p> <p>1-1-13 工事の下請負</p> <p>請負者は、下請負に付する場合、契約約款第6条の規定のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負人が、熊本県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。</p> <p style="color: red;">なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>1-1-14 下請報告書並びに施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 請負者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合、契約約款第7条の規定に基づき下請負人の通知に関して、「下請契約報告事務取扱要領」(平成27年3月23日付一部改正)により、下請け報告書を作成し、契約後7日以内に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、工事を施工するために下請契約を締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる時は、場合、建設業法第24条の7の規定に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、監理技術者、主任技術者(下請負人を含む)及び選任する専門</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 ～ 1-1-12 [略]</p> <p>1-1-13 工事の下請負</p> <p>請負者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負人が、熊本県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。</p> <p>1-1-14 下請報告書並びに施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 請負者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合、契約約款第7条の規定に基づき下請負人の通知に関して、「下請契約報告事務取扱要領」(平成15年3月5日付監第2127号改正)により、下請け報告書を作成し、契約後7日以内に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる時は、建設業法第24条の7の規程にしたがって記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、必要書類を添付し監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、監理技術者、主任技術者(下請負人を含む)及び専任する専門</p>

~~技術者の顔写真を添付するものとする。~~

3. 第2項の請負者は、「下請契約報告事務取扱要領」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、**その写し**を監督職員に提出しなければならない。

4. 第2項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

5. 第2項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

~~6. 請負者は、発注者から本条1により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。~~

1-1-15 ~ 1-1-40 [略]

1-1-41 諸法令、諸法規の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令・諸法規の適用は、請負者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令・法規は、以下に示すとおりである。

- (1) 会計法（平成18年6月改正 法律第53号）
- (2) 建設業法（平成25年6月改正 法律第69号）
- (3) 下請代金遅延等防止法（平成21年改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）
- (5) 労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）
- (6) 作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）
- (7) じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）
- (8) 雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）

技術者の顔写真を添付するものとする。

3. 第2項の請負者は、「下請契約報告事務取扱要領」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。

4. 第2項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

5. 第2項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督職員に提出しなければならない。

6. 請負者は、発注者から本条1により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。

1-1-15 ~ 1-1-40 [略]

1-1-41 諸法令、諸法規の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令・諸法規の適用は、請負者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令・法規は、以下に示すとおりである。

- (1) 会計法（昭和22年法律第35号）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (3) 下請代金遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (6) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- (7) じん肺法（昭和35年法律第30号）
- (8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

- (9) 労働者災害補償保険法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (10) 健康保険法 (平成26年6月改正 法律第83号)
- (11) 中小企業退職金共済法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成25年11月改正 法律第86号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成26年6月改正 法律第74号)
- (14) 道路法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (15) 道路交通法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (16) 道路運送法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (17) 道路運送車両法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
- (19) 地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (20) 河川法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (21) 海岸法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (22) 港湾法 (平成26年6月改正 法律第91号)
- (23) 港則法 (平成21年6月改正 法律第69号)
- (24) 漁港漁場整備法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (25) 下水道法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (26) 航空法 (平成26年改正 法律第70号)
- (27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)
- (28) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)
- (29) 森林法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (30) 環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号)
- (31) 火薬類取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (32) 大気汚染防止法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (34) 水質汚濁防止法 (平成25年6月改正 法律第60号)
- (35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)

- (9) 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第 50号)
- (10) 健康保険法 (大正11年法律第 70号)
- (11) 中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第 160号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51年法律第 33号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 3年法律第 94号)
- (14) 道路法 (昭和27年法律第 180号)
- (15) 道路交通法 (昭和35年法律第 105号)
- (16) 道路運送法 (昭和26年法律第 183号)
- (17) 道路運送車両法 (昭和26年法律第 186号)
- (18) 砂防法 (明治30年法律第 29号)
- (19) 地滑り防止法 (昭和33年法律第 30号)
- (20) 河川法 (昭和39年法律第 167号)
- (21) 海岸法 (昭和31年法律第 101号)
- (22) 港湾法 (昭和25年法律第 218号)
- (23) 港則法 (昭和23年法律第 174号)
- (24) 漁港法 (昭和25年法律第 137号)
- (25) 下水道法 (昭和33年法律第 79号)
- (26) 航空法 (昭和27年法律第 231号)
- (27) 公有水面埋立法 (大正10年法律第 57号)
- (28) 軌道法 (大正10年法律第 76号)
- (29) 森林法 (昭和26年法律第 249号)
- (30) 環境基本法 (平成 5年法律第 91号)
- (31) 火薬類取締法 (昭和25年法律第 149号)
- (32) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第 97号)
- (33) 騒音規制法 (昭和43年法律第 98号)
- (34) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第 138号)
- (35) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)
- (36) 振動規制法 (昭和51年法律第 64号)

- | | |
|---|--|
| (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) | (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号) |
| (38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) | (38) 再生資源の利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号) |
| (39) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号) | (39) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第 104号) |
| (40) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (40) 文化財保護法 (昭和25年法律第 214号) |
| (41) 砂利採取法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (41) 砂利採取法 (昭和43年法律第 74号) |
| (42) 電気事業法 (平成26年6月改正 法律第72号) | (42) 電気事業法 (昭和39年法律第 170号) |
| (43) 消防法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (43) 消防法 (昭和23年法律第 186号) |
| (44) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号) | (44) 測量法 (昭和24年法律第 188号) |
| (45) 建築基準法 (平成26年6月改正 法律第92号) | (45) 建築基準法 (昭和25年法律第 20号) |
| (46) 都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (46) 都市公園法 (昭和31年法律第 79号) |
| (47) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (47) 自然公園法 (昭和32年法律第 131号) |
| (48) 漁業法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (48) 漁業法 (昭和24年法律第 267号) |
| (49) 電波法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (49) 電波法 (昭和25年法律第 131号) |
| (50) 土壤汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号) | (50) 土壤汚染対策法 (平成14年法律第 53号) |
| (51) 地方公共団体の関係各条例 | (51) 地方公共団体の関係各条例 |
| (52) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号) | (52) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第 18号) |
| (53) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第 51号) | (53) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第 51号) |
| (54) 職業安定法 (平成26年6月改正 法律第67号) | (54) 職業安定法 (昭和22年法律第 141号) |
| (55) 農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号) | (55) 農薬取締法 (昭和23年法律第 82号) |
| (56) 毒物及び劇物取締法 (平成23年12月改正 法律第122号) | (56) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第 303号) |
| (57) 厚生年金保険法 (平成25年6月改正 法律第63号) | (57) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第 115号) |
| (58) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号) | (58) 最低賃金法 (昭和34年法律第 137号) |
| (59) 所得税法 (平成26年6月改正 法律第91号) | (59) 所得税法 (昭和40年法律第 33号) |
| (60) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別 | (60) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別 |

措置法（平成26年6月改正 法律第69号）

- (61) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）
- (62) 著作権法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (63) 自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (64) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）
- (65) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (66) 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）
- (67) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号）
- (68) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）
- (69) 駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号）
- (70) 海上交通安全法（平成21年7月改正 法律第69号）
- (71) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）
- (72) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第73号）
- (73) 船員法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (74) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (75) 船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (76) 河川法施行法（平成11年12月改正 法律第160号）
- (77) 技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (78) 空港法（平成26年6月改正 法律第76号）
- (79) 航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号）
- (80) 水産資源保護法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (81) 船員保険法（平成26年6月改正 法律第83号）
- (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

措置法（昭和42年法律第 131号）

- (61) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第 84号）
- (62) 著作権法（昭和45年法律第 48号）
- (63) 自然環境保全法（昭和47年法律第 85号）
- (64) 警備業法（昭和47年法律第 117号）
- (65) 計量法（平成 4年法律第 51号）
- (66) 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127号）
- (67) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第 100号）
- (68) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第 58号）

(平成26年6月改正 法律第69号)

1-1-42 ~ 1-1-51 [略]

1-1-52 雑工事費

1. 雑工事費とは、現場での突発的な事項や緊急を要する事項、設計図書等に示されていない事項に対応する費用である。
2. 請負者は、設計図書に雑工事費が記載されていた場合、その内容等について発注者から指示を受けなければならない。
3. 請負者は、雑工事費の工事数量等を発注者に報告する。

第2章 材料

第1節 一般事項

2-1-1 ~ 2-1-2 [略]

2-1-3 材料の試験及び検査

1. 請負者は、設計図書及び監督職員の指示により検査又は試験を行うこととしている工事材料について、使用前に J I S 規格又は指示する方法により検査又は試験を行わなければならない。
2. 請負者は、検査又は試験に合格したものであっても、使用時において監督職員が変質又は不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければならない。また、不良品については、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。
3. 請負者は、路床用工事材料に「山砂及び山ズリ」のいずれかを使用する場合、あるいは工事材料に新材の粒度調整砕石、クラッシャーラン、ぐり石のいずれかを使用する場合は、熊本県内の試験機関からの報告書（1年間の有効期間のもの）の写しを提出し、材料承認を受けなければならない。

以下 [略]

1-1-42 ~ 1-1-51 [略]

第2章 材料

第1節 一般事項

2-1-1 ~ 2-1-2 [略]

2-1-3 材料の試験及び検査

1. 請負者は、設計図書及び監督職員の指示により検査又は試験を行うこととしている工事材料について、使用前に J I S 規格又は指示する方法により検査又は試験を行わなければならない。
2. 請負者は、検査又は試験に合格したものであっても、使用時において監督職員が変質又は不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければならない。また、不良品については、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

以下 [略]